

四日市市告示第 2 4 0 号

四日市市民間保育所 1 歳児保育強化推進事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 5 年 4 月 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市民間保育所 1 歳児保育強化推進事業実施要綱の一部を改正する要綱
四日市市民間保育所 1 歳児保育強化推進事業実施要綱（昭和 6 3 年 4 月 1 日施行）
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="293 855 794 949"><u>四日市市民間保育所等 1 歳児保育強化推進事業実施要綱</u></p> <p data-bbox="252 1034 347 1066">（目的）</p> <p data-bbox="204 1093 817 1599">第 1 条 この要綱は、<u>民間が設置する保育所及び認定こども園（以下「民間保育所等」という。）</u>における 1 歳児保育担当保育士配置の強化、保育者の資質向上等<u>公立の保育所及び認定こども園との格差の是正に努め、民間保育所等</u>における 1 歳児の受入れ体制の拡大及び充実を図るとともに、地域に根ざした保育を推進することを目的とする。</p> <p data-bbox="252 1684 450 1715">（事業の概要）</p> <p data-bbox="204 1742 817 2016">第 2 条 市長は、<u>民間保育所等</u>が保育士配置の強化等を目的とする事業に要する経費に対し運営費市単加算を交付し、前条の目的を積極的に推進するものとする。</p>	<p data-bbox="938 855 1439 949"><u>四日市市民間保育所 1 歳児保育強化推進事業実施要綱</u></p> <p data-bbox="896 1034 992 1066">（目的）</p> <p data-bbox="849 1093 1461 1482">第 1 条 この要綱は、<u>民間保育所</u>における 1 歳児保育担当保育士配置の強化、保育者の資質向上等<u>公私立保育園の格差の是正に努め、民間保育所</u>における 1 歳児の受入れ体制の拡大及び充実を図るとともに、地域に根ざした保育を推進することを目的とする。</p> <p data-bbox="896 1684 1094 1715">（事業の概要）</p> <p data-bbox="849 1742 1461 2016">第 2 条 市長は、<u>民間保育所</u>が保育士配置の強化等を目的とする事業に要する経費に対し運営費市単加算を交付し、前条の目的を積極的に推進するものとする。</p>

(対象保育所等の義務)

第6条 運営費市単加算交付の対象となる民間保育所等を設置又は運営する者は、保育士配置の強化、保育者の資質向上、1歳児の受入れ体制の拡大及び充実並びに施設整備に努めなければならない。

(運営費市単加算)

第7条 市長は、民間保育所等が第3条の規定により入所を決定した1歳児について第5条に規定する保育士配置基準により保育を実施した場合は、当該保育所等の設置者又は長に運営費市単加算を交付するものとする。

2 運営費市単加算の単価は、1歳児1人につき月29,903円とする。ただし、1歳児が月途中で入所し、又は退所した場合の単価は、2分の1の額(1円未満端数切捨て)とする。

(運営費市単加算の交付請求)

第8条 前条第1項に規定する運営費市単加算の交付を受けようとする民間保育所等の設置者又は長(以下「請求者」という。)は、月ごとに四日市市民間保育所等1歳児保育強化推進事業費(運営費市単加算)請求書(第1号様式。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

この場合において請求者は、四日市市

(対象保育所の義務)

第6条 運営費市単加算交付の対象となる民間保育所を設置又は運営する者は、保育士配置の強化、保育者の資質向上、1歳児の受入れ体制の拡大及び充実並びに施設整備に努めなければならない。

(運営費市単加算)

第7条 市長は、民間保育所が第3条の規定により入所を決定した1歳児について第5条に規定する保育士配置基準により保育を実施した場合は、当該保育所の設置者又は長に運営費市単加算を交付するものとする。

2 運営費市単加算の単価は、1歳児1人につき月25,278円とする。ただし、1歳児が月途中で入所し、又は退所した場合の単価は、2分の1の額とする。

(運営費市単加算の交付請求)

第8条 前条第1項に規定する運営費市単加算の交付を受けようとする民間保育所の設置者又は長(以下「請求者」という。)は、月ごとに四日市市民間保育所1歳児保育強化推進事業費(運営費市単加算)請求書(第1号様式。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

この場合において請求者は、四日市市

基準保育士等配置状況調書（第2号様式。以下「調書」という。）を毎月初日に市長に提出しなければならない。

2 （略）

基準保育士等配置状況調書（第2号様式。以下「調書」という。）を毎月初日に市長に提出しなければならない。

2 （略）

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第8条関係）

四日市市民間保育所等1歳児保育強化推進事業費
（運営費市単加算）請求書

年度 月分 1歳児保育強化推進事業にかかる運営費市単加算分として
次のとおり請求します。

年 月 日

住 所

施 設 名

代表者氏名

四日市市長 様

請 求 金 額 円

請 求 内 訳

1歳児	初日入所人員	前月1日入所人員精算	人員計	運営費加算単価	金額計
	人	人	人	円	円
前月までの 月途中入退 所精算	入 所 ①	退 所 ②	人員計 ①-②	運営費加算単価	金額計
	1歳児 人	人	人	円	円
3月途中 入退所	入 所 ①	退 所 ②	人員計 ①-②	運営費加算単価	金額計
	[3月請求分 のみ使用欄] 人	人	人	円	円

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(こども未来部 保育幼稚園課)